

営業許可書

指令草保 第 1-1 号
令和 3 年 4 月 16 日

住所又は主たる
事業所の所在地 東京都江東区佐賀 1-1-12

氏名又は名称 株式会社フコックス
代表取締役 鎮目 隆雄 様

埼玉県草加保健所長 長棟 美幸



令和 3 年 4 月 1 日 付けで申請のあった食品営業については、食品衛生法第 52 条の規定により下記のとおり許可する。

- 記
- 1 営業所の所在地 埼玉県八潮市南後谷 6 3 7
- 2 営業所の名称、屋号又は商号 株式会社フコックス 八潮ロジセンター

3 許可事項

営業施設符号 75・234・017639

営業の種類	許可の有効期間						許可の条件
	年	月	日から	年	月	日まで	
めん類製造業	3	4	16	9	7	31	
	[以	下	余	白]	

教 示

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。ただし、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。